

不当な働きかけに対する職員の対応要項

(趣旨)

第1 この要項は、透明で開かれた県政運営の確保を図るため、職務に関して外部からの不当な働きかけを受けた場合の報告、記録及び公表等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において「職員」とは、知事部局に所属する職員をいう。

2 この要項において「部局」とは、知事部局内の各部局（出先機関を含む）をいう。

3 この要項において「要望等」とは陳情、要請、要望等の名称を問わず、一定の事項を県に働きかける意思表示をいう。

4 この要項において「不当な働きかけ」とは、職員以外の者又は団体が、職員にその職務上の行為をし、又はしないように要望等を行う行為であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法令等（法律、法律に基づく命令、条例及び規則並びに知事が定める基準をいう。）に違反する行為を求める行為
- (2) 職務の公正な執行を損なうと判断される行為を求める行為
- (3) 乱暴な言動や威圧的な態度その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

(報告等)

第3 部局の長以外の職員は、不当な働きかけに該当すると思われる要望等を受けた場合は、当該部局（以下「所管部局」という。）の長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所管部局の長は、当該要望等が不当な働きかけに該当するか否かを判断するものとする。

3 第1項における要望等が、地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項又は熊本県職員の退職管理に関する条例第2条の規定により禁止されている再就職者による要求又は依頼に該当する場合、要望等を受けた職員は地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づき、人事委員会にその旨を届け出るものとする。

(記録)

第4 所管部局の長は当該要望等が、不当な働きかけに該当すると判断した場合には、当該要望等を受けた職員に対し、当該要望等の概要を、要望等に関する記録票（別記様式。以下「記録票」という。）に記録させるものとする。

(記録票の取扱い)

- 第5 職員は、記録票を作成した場合は、当該記録票を所管部局の長に提出する。
- 2 所管部局の長は、速やかに前項の記録票の写しを総務部長に提出するものとし、総務部長はその内容を知事に報告するものとする。
 - 3 作成された記録票は、所管部局において保管するものとする。

(公表)

第6 知事は、第5第2項の規定により提出された記録票について、毎年度の件数及び概要を公表するものとする。

(記録及び公表の説明)

第7 職員は、不当な働きかけに該当すると思われる要望等を行う者に対し、当該要望等について記録し、熊本県情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となる旨を説明するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、運用状況等を勘案のうえ、必要が生じた場合には、その規定について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、令和元年8月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

(別記様式)

記 録 票

相手方	住所			
	氏名			
	役職等			
対応日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
働きかけの方法 及び場所	<input type="checkbox"/> 方法 ①電話 ②口頭 ③その他 ()			
	<input type="checkbox"/> 場所 ()			
対応者	所属	職名	氏名	
働きかけの概要				
備考				